

若者・子育て世代移住応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、萩市における若者・子育て世代の移住・定住促進を図ることを目的に、若者・子育て世代に対し民間賃貸住宅の家賃を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) U J I ターン世帯 定住する意思を持って萩市内に転入した世帯をいう。
- (2) 移住 萩市外から市内に転入し、萩市の住民基本台帳に登録されることをいう。
- (3) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供する住宅で、次の住宅を除くものをいう。
 - ア 萩市空き家情報バンク登録物件
 - イ 公的賃貸住宅
 - ウ 社宅、官舎又は寮等の事業者から貸与を受けた住宅
 - エ 申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅
 - オ 申請者の3親等以内の親族が所有する住宅
 - カ その他市長がこの要綱の趣旨に合わないとする住宅

- (1) 家賃 建物賃貸借契約書に規定されている月額賃料で、管理費及び駐車場費等を除いたものをいう。

(補助対象者)

第3条 若者・子育て世代移住応援事業補助金（以下「補助金」）の対象となる者は、この補助金の交付を申請した日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 定住総合相談窓口を通じて萩市に転入した者
- (2) 民間賃貸住宅に入居したU J I ターン世帯であって、世帯主の年齢が39歳以下又は中学生以下の子どもがいる者
- (3) 賃借した空き家の所有者等が入居者の3親等内の親族でない者
- (4) 補助金の交付に関して、国、県又は市の他の類似制度による補助金等を受けていない、又は受けようとしていない者
- (5) 補助金の交付を申請した日から5年以上定住する意思のある者
- (6) 市税等の滞納がない者
- (7) 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。
- (8) 本人又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である暴力団等反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋等）に属さない者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、若者・子育て世代移住応援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 初年の交付申請は、申請者が萩市に転入してから6か月以内に行うものとし、次年度以降は毎年4月中に行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書その他の書類を受理した場合は、その内容を審査の上、若者・子育て世代移住応援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助対象事業の変更等）

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請書の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、若者・子育て世代移住応援事業補助金変更等承認申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、若者・子育て世代移住応援事業補助金変更等承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助期間）

第8条 補助金の補助期間は、最初の交付決定日（第5条第2項の申請に対する交付決定）の属する月から2年を限度とする。その間に資格要件を欠いた場合は、資格要件を欠くに至った日の属する月までとする。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、次条に定める各支給月の前月末日までに、若者・子育て世代移住応援事業補助金請求書（別記第5号様式）に家賃の支払いを証する書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

（補助金の支給）

第10条 補助金は、原則として9月及び3月にそれぞれ過去6か月分を支給する。ただし、入居又は退去により6か月に満たないときは、その月数分とする。

（補助金の交付の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請をしたとき。

(4) 市長の指導等に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
萩市内の民間賃貸住宅の家賃のうち、実際に物件所有者等に支払った金額	1 / 2	上限 2 万円/月